

Weekly Report

第256号
平成26年3月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月施行される年金制度など（社保関係）

- ◆4月から施行される年金制度などの改正点
- ◎産休期間中の保険料免除……育児休業と同様に、産前産後休業期間中の保険料（厚生年金・健康保険）が免除されます。対象は、26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方です。
- ◎育児休業給付の充実（今国会で成立予定）……1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合の休業開始後6ヵ月について、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%（現行50%）に引き上げます。
- ◎年金額の引き下げ……26年度の年金額は、0.7%引き下げられます。なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。
- ◎国民年金保険料の引き上げ……26年度の保険料は210円引き上げられ、15250円になります。
- ◎遺族基礎年金の支給対象の拡大……これまで「子のある妻」または「子」が支給対象でしたが、「子のある夫」も対象になります。
- ◎未支給年金の請求範囲の拡大……未支給年金

（亡くなった方が受け取られるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲が、3親等内の親族（甥・姪・子の配偶者等）まで拡大されます。

- ◎年金受給者が所在不明となった場合の届出の義務化……年金受給者の所在が明らかでない場合、世帯員はその旨を年金事務所へ届出することが義務化されます。
- ◎70~74歳の方が窓口で支払う一部負担金の見直し……26年4月1日以降に70歳になる被保険者等（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になる日の翌月以後の診療分から一部負担金等の割合が2割になります。

消費税に係る「任意の中間申告制度」の創設

4月から消費税率8%になることで、納税額は単純計算で1.6倍になるため、納税資金の管理などの観点から「任意の中間申告制度」が創設されました。

消費税を分けて納税する中間申告制度は、前事業年度の年税額が60万円（地方消費税を含む）を超える事業者には義務付けられていますが、中間申告義務のない事業者も届出書を提出することで、自主的に中間申告（年1回）ができるようになります（26年4月以後開始する課税期間から適用）。

なお、任意の中間申告により納付する税額は、前事業年度の年税額の1/2となります（仮決算を行って計算した消費税額による納付も可能）。

中小と大手・海外をつなぐ「J-GoodTech」

（独）中小企業基盤整備機構は、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する中小企業を終結し、大手メーカーや海外企業につなぐWebマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」のオープン（4月下旬）に向け、掲載企業を募集しています。

対象は、優れた技術・製品を有し、販路開拓に意欲的な中小企業で、Web掲載及びマッチング支援は無料です（掲載には審査があります）。

詳細は、中小機構ホームページをご覧ください。